○自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む 液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件

| 平成三十一年一月二十九日 | [퍯 嵬 省 告 示 第 七 号]

牧田 令和三年三月二十六日環境省告示第二十一号

汚染土壌処理業に関する省合(平式二十一年環境省合第十号)第四条第一号下の環境大王が定める 自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液 体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置は、次のとおりとする。

吹号及び第三号に掲げる場合以外の場合にあっては、自然由来等土壌構造物利用施設が帯水層に

接しないようにすることのほか、次のイ又は口に掲げる措置を講ずること。

イ 当該施設に利用する自然由来等土壌に含まれる特定有害物質が水に溶出しないように当該自然

由来等土壌の性状を変更すること。

当該施設に利用する自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による

- 自然由来等土壌構造物利用施設に利用する自然由来等土壌に含まれる特定有害物質による汚染が 専ら自然に由来する場合(当該特定有害物質が土壌汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十 大号。以下この号において「今」という。)第一条第一号に掲げる特定有害物質の種類であって、 当該自然由来等土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量(土壌汚染対策法施行規則(平
- 当該施設の底面から帯水層までの距離及び当該施設を設置する土地の土壌に係る分配係数その 他の情報を勘案して、当該自然由来等土壌を利用した日から相当期間を経過した後当該自然由来 等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体が帯水層に到達しない距離を保つ位置に当該施設を設 けること。
- イ 当該施設が帯水層に接しないようにすることのほか、前号イ又は口に掲げる措置を講ずること。

離ずること。

自然由来等土壌構造物利用施設に利用する自然由来等土壌に含まれる特定有害物質による汚染が 車ら自然に由来する場合(次号に掲げる場合を除く。)にあっては、次のイ又は口に掲げる措置を

新たな地下水汚染を坊止するために必要な構造として当該施設に遮水工を設置すること。

心。以下この号において同じ。)が後後一リットルにつき○・○四回ミリグラム未施であり、かし 、当該施設を設置する土地の土壌に水を加えた検液の水素イオン濃度指数が五・〇以上であるとき 又は当該特定有害物質が合第一条第二十号に掲げる特定有害物質の種類であって、当該自然由来等 土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量が検液一リットルにつき〇・三ミリグラム未満 であるときに限る。)にあっては、吹のイ、ロ又はいに掲げる措置を講ずること。 イ 当該施設が帯水層に接しないようにすることのほか、第一号イ又は口に掲げる措置を講ずるこ ΔJ°

成十四年環境省令第二十九号)第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した量をい

ロー語号ロに掲げる措置を講ずること。

NAI°

、 当該施設の底面から帯水層までの距離を五十センチメートル以上保っ位置に当該施設を設ける

附 副 (令和三年三月二十六日麋虜省告示第二十一号)

止するための措置については、なお従前の例による。らの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防イに規定する自然由来等土壌構造物利用施設に限る。)において講じられる当該施設に係る事業場かた汚染土壌処理業者の当該許可に係る汚染土壌処理施設(汚染土壌処理業に関する省令第一条第五号この告示の施行前に土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第一項の許可を受け